

## 宝塚市平和研修講師派遣事業実施要領

### （目的）

第1条 平和意義の普及、高揚を図ることを目的とした研修会等を実施するグループ、地域団体や事業所等からの要請により、講師を派遣する。

### （対象となる団体）

第2条 原則として市内に在住または在勤の者で構成する10人以上のグループ、団体（自治会、福祉関係団体、事業所等）を対象とする。

- （1）類似の他の補助制度がある場合、重複することはできないものとする。
- （2）第4条の申請手続きに基づき講師派遣事業を実施するものとする。
- （3）講師の謝礼金は、研修会の実施後の報告書（様式3）の提出後支払うものとする。

### （対象となる研修内容）

第3条 平和の意義の普及、高揚を目指す研修会等を対象とする。ただし、営利を目的としたものや特定の政治・宗教に関するものを除く。

### （申請手続き）

第4条 宝塚市平和研修講師派遣申請書（様式1）を原則実施の2か月前までに人権平和・男女共同参画課に提出する。

- 2 申請者へ講師派遣通知書（様式2）を送付する。
- 3 研修実施後、原則として1週間以内に報告書（様式3）を提出する。

### （講師派遣）

第5条 講師の選定にあたっては、研修会の趣旨に沿う講師であり、平和に関する専門的な知識を有している講師とする。

- 2 講師は、日本国内に居住するものに限る。

### （経費）

第6条 講師等の謝礼金は、申請1件につき原則30,000円以内とする。なお会場使用料等その他の開催に伴う経費については、主催者の負担とする。

### 付 則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。